

外郭団体に関する特別委員会資料

令和 5 年 度

一般財団法人 神戸在宅医療・介護推進財団

事業概要

健康局

## 目 次

I	財団設立の趣旨	1
II	財団の概要	2
1	名 称	2
2	所 在 地	2
3	設立年月日	2
4	基 本 財 産	2
5	機 構	3
6	職 員 数	4
7	役 員 等	5
III	定 款	7
IV	令和4年度事業報告	14
1	事業の概要	14
2	収支計算書	20
3	正味財産増減計算書	22
4	貸借対照表	24
5	財産目録	26
6	事業別収入明細書	27
7	事業別支出明細書	28
8	財務状況（令和2年度～令和4年度）	29
V	令和5年度事業計画	30
1	事業計画	30
2	経営改善の取組み状況	34
3	収支予算書	36
4	予定正味財産増減計算書	37
5	予定貸借対照表	38
6	事業別予定収入明細書	39
7	事業別予定支出明細書	40
VI	令和4年度主要事業計画・実績比較表	41
VII	主要事業の推移（令和2年度～令和4年度）	42
	参 考 資 料	
1	施設概要	43
2	事業所概要	43

# I 財団設立の趣旨

わが国における高齢化社会の進行は、世界にも例をみない速度であり、これに伴い、ねたきりや認知症高齢者等(\*)への対応は、急務を告げています。

従来、介護サービスを必要とする高齢者や障害者の対応策としては、施設収容が中心に考えられてきましたが、これらの人々にとって社会生活から隔てられることなく、これまでと同様住みなれた地域社会で、近隣の人々とのふれ合いや助け合いの中で介護を受けながら生活していくことの意義や大切さが認識されつつあります。

しかし、一方で、かつて高齢者や障害者を支えてきた家庭や地域社会の相互扶助の機能が核家族化や価値観の多様化などにより低下してきています。

このため、医療と福祉の連携による在宅ケアに関する研究及び実践が緊急の課題となってきました。

以上の点から、地域医療を担う神戸市医師会、先駆的な福祉事業の開発や実践を行っているこうべ市民福祉振興協会並びに神戸市の三者が協力し、「財団法人神戸在宅ケア研究所」を設立することにいたしました。

当研究所は、それぞれの知恵と創意を結集し、在宅あるいは地域社会における高齢者等を対象とするケアのあり方やシステムについて調査研究を行うとともに、在宅ケア事業や施設運営などを実践することにより、神戸市民の福祉の向上に寄与しようとするものであります。

(※当初の痴呆性老人等という表現は、認知症高齢者等に変更しています。)

(昭和62年6月 財団法人設立趣意書)

## 「一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団」に名称変更

本格的な超高齢社会を迎えるにあたり、神戸市における地域包括ケアシステム構築の推進団体として、今後の事業展開が分かりやすく明確になるように、平成28年4月より一般財団法人神戸在宅ケア研究所から名称変更いたしました。

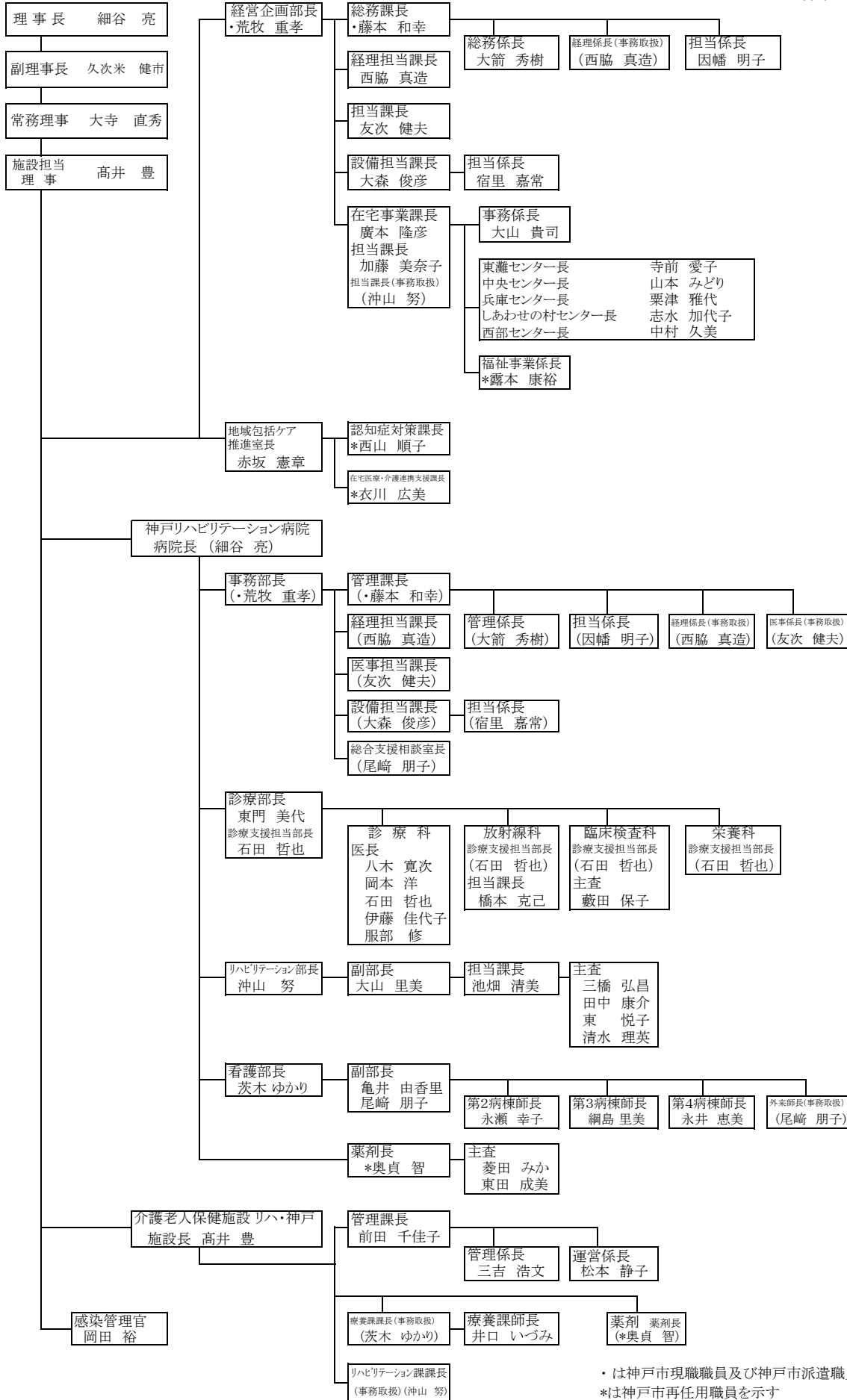
## Ⅱ 財団の概要

- 1 名称 一般財団法人 神戸在宅医療・介護推進財団
- 2 所在地 神戸市北区しあわせの村1番18号
- 3 設立許可 昭和62年7月7日  
設立登記 昭和62年7月13日  
一般財団法人移行登記 平成25年4月1日  
名称変更による変更登記 平成28年4月1日
- 4 基本財産 100,000千円

出捐者	出捐額
一般社団法人 神戸市医師会	45,000千円
神戸市	35,000千円
公益財団法人 こうべ市民福祉振興協会	20,000千円

# 5 機 構

(令和5年7月1日)



・は神戸市現職職員及び神戸市派遣職員を示す  
 \*は神戸市再任用職員を示す  
 ( )は兼務を示す

## 6 職員数（役員を除く）

（令和5年7月1日現在）

区 分	部長級	課長級	係長級	係 員	合 計
経 営 企 画 部	1 (1)	5 (1)	10 (1)	166	182 (3)
総 務 課	-	3 (1)	3	8	14 (1)
在 宅 事 業 課	-	2	7 (1)	158	167 (1)
地 域 包 括 ケ ア 推 進 室	1	2 (2)	-	27 (1)	30 (3)
認 知 症 対 策 課	-	1 (1)	-	14	15 (1)
在 宅 医 療 ・ 介 護 連 携 支 援 課	-	1 (1)	-	13 (1)	14 (2)
神 戸 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 病 院	4	11 (1)	10	272	297 (1)
事 務 部	-	1	-	6	7
診 療 部	2	5	1	8	16
リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 部	1	2	4	125	132
看 護 部	1	2	3	130	136
薬 剤 部	-	1 (1)	2	3	6 (1)
介 護 老 人 保 健 施 設 リ ハ ・ 神 戸	-	1	3	65	69
管 理 課	-	1	2	5	8
療 養 課 等	-	-	1	60	61
合 計	6 (1)	19 (4)	23 (1)	530 (1)	578 (7)

（注1）（ ）は、神戸市派遣職員数で内書（再任用を含む）

（注2）兼務は表に含まない。

## 7 役員等

(令和5年7月1日現在)

役 職	氏 名	現 職 名
評 議 員	入 江 正 一 郎	北区医師会会長
評 議 員	岡 田 司 郎	灘区医師会会長
評 議 員	岡 林 孝 直	長田区医師会会長
評 議 員	小 野 一 広	須磨区医師会会長
評 議 員	小 原 一 徳	神戸市副市長
評 議 員	加 島 洋 子	神戸市社会福祉協議会専務理事
評 議 員	是 則 清 一	東灘区医師会会長
評 議 員	中 村 治 正	垂水区医師会会長
評 議 員	橋 本 信 夫	地方独立行政法人神戸市民病院機構理事長
評 議 員	花 田 裕 之	神戸市健康局長
評 議 員	堀 本 仁 士	神戸市医師会会長
評 議 員	増 井 裕 嗣	西区医師会会長
評 議 員	水 谷 肇	兵庫区医師会会長
評 議 員	百 瀬 深 志	神戸市歯科医師会会長
評 議 員	安 田 理 恵 子	神戸市薬剤師会会長
評 議 員	米 田 豊	中央区医師会会長

(令和5年7月1日現在)

役 職	氏 名	現 職 名
理 事 長	細 谷 亮	神戸在宅医療・介護推進財団理事長
副 理 事 長	久次米 健 市	神戸市医師会副会長
常 務 理 事	大 寺 直 秀	神戸在宅医療・介護推進財団常務理事
施設担当理事	高 井 豊	介護老人保健施設リハ・神戸施設長
理 事	山 本 満 雄	神戸市医師会看護専門学校校長
理 事	三 浦 久美子	こうべ市民福祉振興協会専務理事
監 事	高 原 哲 夫	高原クリニック理事長
監 事	松 山 康 二	公認会計士松山康二事務所所長



### Ⅲ 一般財団法人 神戸在宅医療・介護推進財団 定款

#### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

#### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、在宅あるいは地域における高齢者等に対する医療・介護サービス（以下「在宅医療・介護」という。）についての推進を図り、もって、高齢者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 在宅医療・介護に関する調査研究及び情報提供
- (2) 地域での診療の支援及び地域における医療・介護の向上のための人材育成
- (3) 在宅医療・介護に関する助言、相談及びプランの作成等その支援
- (4) 在宅医療・介護連携の支援に関する事業
- (5) 神戸リハビリテーション病院の管理運営
- (6) 介護老人保健施設の管理運営
- (7) 訪問看護・リハビリテーション事業
- (8) リハビリテーションの実践を通じた在宅医療・介護の推進
- (9) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、兵庫県において行う。

#### 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第20条において規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くもの

とする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

#### 第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員12名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
  - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を施行する者又は使用人
  - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
  - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
  - (1) 当該候補者の経歴
  - (2) 当該候補者を候補者とした理由
  - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
  - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
  - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
  - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 役員等の法人に対する損害賠償責任の一部免除
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第182条に基づく招集の通知は、理事長が行う。ただし、法令により招集の手続を省略することができる場合及び評議員が招集する場合を除く。

3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第17条 評議員会は、評議員の中から議長1名、副議長2名以内を選任する。

2 議長は、定款及び評議員会が別に定めるところにより評議員会を主催する。

3 副議長は、議長がその任務を行うことができないとき又は議長に指名されたときに、議長に代わって議長の職務を行う。

4 議長、副議長の任期は、評議員会が別に定めた場合を除き、評議員の任期の満了する時までとする。ただし、任期前であっても、評議員会は決議により議長、副議長を解任することができる。

（決議）

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 役員等の法人に対する損害賠償責任の一部免除

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 一般法人法第194条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された2人が、記名押印する。

## 第6章 役員

（役員を設置）

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事会において必要と認める場合、副理事長1名、常務理事1名及び施設担当理事2名以内を選任することができる。

4 第2項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、前項の副理事長、常務理事及び施設担当理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、常務理事及び施設担当理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長、常務理事及び施設担当理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、副理事長、常務理事及び施設担当理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第7章 理事会

### (構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、常務理事及び施設担当理事の選定及び解職

### (招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (議長)

第30条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

### (決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第8章 定款の変更および解散

### (定款の変更)

第33条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定はこの定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

3 第18条第2項の規定にかかわらず、第3条の変更にかかる評議員会の決議については、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

### (解散)

第34条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

### (残余財産の帰属)

第35条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (剰余金の分配の禁止)

第36条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第37条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

### 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

井上 謙次郎	今井 鎮雄	大林 良和	數岡 一吉
菊池 晴彦	久次米 健市	住谷 幸雄	武田 好弘
多田 安温	中西 光政	中村 三郎	林 省治
本庄 昭	村上 眞	森脇 潤	雪村 新之助

4 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。

笠井 隆一	上運天 英一	浪方 典宏	槇村 博之
南本 伸一	山本 豊城		

5 この法人の最初の理事長は笠井 隆一、同じく副理事長は槇村 博之、同じく常務理事は上運天 英一、同じく施設担当理事は浪方 典宏、山本 豊城とする。

6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。

長坂 肇	松山 康二
------	-------

附 則（平成28年4月1日一部改正）

この定款の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
有価証券等	100,000,000円

# IV 令和4年度事業報告

## 1 事業の概要

### 【収益事業】

#### (1) 神戸リハビリテーション病院の管理運営

脳血管疾患等の患者さんの家庭・社会復帰を目的とし、リハビリテーションを主として医療・看護サービス等を提供する神戸リハビリテーション病院を運営した。

令和4年度は回復期リハビリテーション病棟において、心疾患、呼吸器疾患等の内部障害患者のリハビリテーションに取り組むとともに、引き続き急性期病院との連携による重症患者の受入れ、在宅復帰率の向上、リハビリテーションの一層の充実に努めた。

また、病院建物が安全で快適な入院環境で使用できるよう計画に沿った保全工事を実施した。

#### [令和4年度実績]

区分	新規患者数	延べ患者数	64歳以下	65歳以上	患者数/日
入院	859人	55,243人	(11.5%) 6,361人	(88.5%) 48,882人	151.4人/日
外来	680人	2,664人	(42.9%) 1,142人	(57.1%) 1,522人	13.8人/日

(注)入院の新患者数は新規入院患者数。延患者数は前年度から引き続き入院している者を含む。

外来の新患者数は初診患者数、1日当たりの患者数は、193日で算出

#### [その他のリハビリテーションに関する支援]

- ・住宅改修助成事業に対する作業療法士の参加
- ・神戸市障害者更生相談所の補装具判定業務等に関する理学療法士の助言指導
- ・フレイルチェック事業にかかる理学療法士、作業療法士の参加

#### (2) 介護老人保健施設の管理運営

病状が安定期にある要支援、要介護者に対して、看護・介護・リハビリテーションを中心にサービスを提供し、家庭復帰と在宅生活を支援する施設として介護老人保健施設リハ・神戸を運営した。



[令和4年度実績]

① 利用者の状況（入所・退所）

区分	合計	入所経路・退所先				1日平均 入所者数	延入所者 数	平均在所 日数
		医療 機関	家庭	老人福 祉施設	その他			
入所者	一般	87	62	25	-	81.2人 /日	29,655 人	
	ショート	203	6	197	-			
退所者	一般	89	42	38	9			284.6日
	ショート	203	-	202	1			6.0日

② 利用者の状況（通所）

通所開始者数	延通所者数	1日平均通所者数
32人	6,544人	21.5人/日

(3) 地域包括ケア事業

ア 訪問看護事業

住み慣れた地域で療養生活の支援と介護者の負担軽減を図るため、市内4カ所で訪問看護ステーションを運営し、訪問看護及び訪問リハビリテーションを実施した。

また、専門性が必要な医療的ケア児を地域で支えていくため、当財団が中心となり地域の開業医や訪問看護事業者などとともに「小児在宅医療ネットワーク」を立ち上げ、関係者との有機的な連携の促進及び小児看護の技術向上支援に取り組んだ。

事業所名

- ① 東灘しあわせ訪問看護ステーションくるる
- ② しあわせ訪問看護ステーション
- ③ 兵庫しあわせ訪問看護ステーション
- ④ 西部しあわせ訪問看護ステーション

[令和4年度実績]

	東 灘	しあわせ	兵 庫	西 部	計
利用者数 [月平均]	184人	212人	160人	210人	766人
訪問回数	13,080回	14,377回	11,100回	16,200回	54,757回

イ 在宅介護支援事業

(7) 居宅介護支援事業

介護保険制度におけるサービス利用計画の作成・相談及び要介護認定の申請代行の窓口として、市内5カ所で居宅介護支援事業を実施した。

## 事業所名

- ① 東灘ケアプランセンター（ほくら・くるる）
- ② しあわせ訪問看護ステーション
- ③ 兵庫しあわせケアプランセンター
- ④ しあわせの村在宅支援センター
- ⑤ 西部しあわせ訪問看護ステーション

[令和4年度実績]

	ケアプラン延管理数	更新認定調査件数
東灘ケアプランセンター(ほくら・くるる)	1,636件	529件
しあわせ訪問看護ステーション	59件	—
兵庫しあわせケアプランセンター	1,609件	412件
しあわせの村在宅支援センター	2,496件	593件
西部しあわせ訪問看護ステーション	798件	—
合 計	6,598件	1,534件

※しあわせ訪問看護ステーション：令和4年6月に休止、令和5年4月に廃止。

## (イ) 地域包括支援センター事業

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするために、介護予防をはじめ高齢者の状態やその変化に応じた介護サービス、医療サービスまでの様々なサービスが切れ目なく提供されるよう、必要な支援を包括的に行う地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）を神戸市から委託を受けて市内3カ所で運営した。

## 事業所名

- ① 魚崎南部あんしんすこやかセンター
- ② 新開地あんしんすこやかセンター
- ③ しあわせの村あんしんすこやかセンター

## 事業内容

- ① 総合相談支援業務
- ② 介護予防に関するケアマネジメント業務
- ③ 権利擁護支援業務
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ⑤ 地域支え合い活動推進事業に係る業務

[令和4年度実績]

	相談延件数	介護予防ケアプラン管理数
魚崎南部あんしんすこやかセンター	5,554人	4,262件
新開地あんしんすこやかセンター	5,354人	3,247件
しあわせの村あんしんすこやかセンター	3,862人	3,726件
合 計	14,770人	11,235件

## ウ 在宅医療・介護連携支援事業

### (7) 医療介護サポートセンター事業

在宅医療と介護の連携を支援するため、神戸市から委託を受けて、中央区、北区を除く7区の医療介護サポートセンターにコーディネーターを配置するとともに、全区のコーディネーターの研修等を実施した。

### (イ) 認知症初期集中支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域・環境で暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」（愛称「こうべオレンジチーム」）を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援を神戸市から委託を受けて実施した。

[令和4年度実績] ※（ ）は3年度実績

①新規対応件数	191件	(186件)
②自宅訪問件数	1,227件	(1,303件)
③自宅外訪問件数	1,293件	(1,069件)

### (ウ) こうべオレンジダイヤル

市民が気軽に認知症について相談いただけるよう、認知症に関する総合電話相談窓口として、「こうべオレンジダイヤル」の運営を神戸市から委託を受けて行った。

[令和4年度実績] ※（ ）は3年度実績

相談受付件数 735件 (690件)

## エ 住宅改修助成事業等

在宅における高齢者等を支援するため、住宅改修助成事業及び介護保険の住宅改修工事実地調査を神戸市から委託を受けて行った。

### (7) 住宅改修助成事業

要介護認定等を受けている高齢者及び障害者のための住宅改修について、専門チームによる訪問相談及び改修費用の助成・貸付に関する業務を行った。

助成限度額 100万円（介護保険支給分と合わせて）

[令和4年度実績] ※（ ）は3年度実績

申込件数	498件 (427件)
完了件数	401件 (404件)

\*介護保険制度の住宅改修(助成限度額20万円)のみの利用者は含まれていない。

### (イ) 介護保険住宅改修工事実地調査

介護保険の住宅改修工事のうち現地確認が必要である案件について、住宅を訪問し、介護保険上の申請・許可の内容に適合していることの確認を行った。

検査件数 26件

## 【公益目的事業】

### (1) 調査研究事業

医療、保健衛生等の分野における各種の在宅医療・介護等について、次のとおり調査研究を行った。

#### ア 在宅介護実態調査

神戸市医師会に委託して、神戸市医師会員が主治医として診察している在宅長期寝たきり者等について、実態調査を行った。

**調査対象** 6か月以上寝たきり又はそれに準じる方（令和4年7月1日現在）

**回答総数** 1,663人

- ①寝たきりの原因となった主たる病名
  - ・ 廃用性症候群 21.3%
  - ・ 脳梗塞及び脳出血後遺症・脳血管障害 20.9%
- ②在宅で行っている医療行為
  - ・ リハビリなどの機能訓練 10.0%
  - ・ 皮膚病変の処置、管理 9.7%
- ③医学的見地から、より充実させるべき医療行為
  - ・ 訪問リハビリテーション 29.5%
  - ・ 入院のための病診連携 27.8%
- ④現状で不足していると思われるサービスの種類
  - ・ なし 39.4%
  - ・ 訪問リハビリテーション 19.5%
- ⑤人生の最終段階における受たい医療のあり方についての相談
  - ・ 行っていない 51.7%
  - ・ 家族と相談 30.2%

#### イ 神戸リハビリテーション病院退院患者調査

病院退院先の推移

年度	退院患者数	家庭	病院	老人保健施設	老人福祉施設	その他
2年度	790人	555人	95人	67人	44人	29人
3年度	830人	609人	91人	57人	25人	48人
4年度	856人	650人	71人	53人	64人	18人

神戸リハビリテーション病院から家庭復帰した退院患者のうち、居宅介護サービスを利用する方の担当のケアマネージャーに対し、在宅生活における状況等の調査を行った。

[回答総数 179件]

- ①退院前の主な疾患は、脳血管疾患が46.4%、整形疾患が44.1%、廃用他9.5%で、②退院後の急性増悪の有無は、無し88.3%、有り10.0%、不明1.7%で有りの内容は心不全、肺炎、骨折等であった。また、③機能低下の有無は、無し83.2%、有り16.2%、不明0.6%で有りの内容は歩行、嚥下障害、移動動作等であった。

## ウ リハビリテーションを中心とした疾病管理プログラム体制の構築

神戸市と当財団が事務局として運営する地域一体化リハビリテーションコンソーシアム(キュア神戸)では、急性期・回復期・生活期リハビリテーションを包括する一体化プログラムを構築し、地域において切れ目のない多職種による疾病管理プログラムを提供し、新しいリハビリテーションモデルを通じた地域包括ケアシステムの構築に資する取り組みを進めている。多くの疾患の中で内部障害、特に「心不全パネミック」に対応すべく、心疾患を先行して一体化プログラムのパイロット運用を始めた。

## (2) 地域医療・介護向上支援事業

地域における医療・介護の向上のための人材育成、及び在宅高齢者等支援のための普及啓発事業を行った。

### ア 医療・介護人材育成 【病院事業、老人保健施設事業、訪問看護等事業】

・実習生等の受け入れ：年間 延べ3, 553人

(病院事業833人、老人保健施設事業201人、訪問看護事業2,519人)

・障害福祉サービス事業所への理学療法士派遣

しあわせの村内のワークホーム緑友へ理学療法士を派遣し、職員への技術指導や支援を行う事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

### イ 在宅高齢者等の支援【病院事業、訪問看護等事業】

・合同実践発表会 令和5年2月25日(三宮研修センター)

テーマ：「働く時間を輝かせるために」(参加者114名)

講師：勝原 裕美子氏

・理学療法士等の地域への派遣

あんしんすこやかセンターやふれあいのまちづくり協議会等から依頼を受けて神戸リハビリテーション病院の理学療法士や作業療法士を地域に派遣し、高齢者等を対象としたフレイル予防等を行った。(計8回)

(注) 上記ア・イは事業が複数に関連しているため【 】で事業会計名を示している。

## 2 収支計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

科 目	合 計	実施事業等会計（公益目的事業）			病院事業
		調査研究事業	地域医療・介護向上 支援事業	小計	
I 収入の部					
基本財産運用収入	20,000	-	-	-	-
事業収入	3,900,007,640	-	-	-	2,411,850,176
雑収入	14,211,575	-	2,721,000	2,721,000	6,800,598
補助金等収入	30,497,720	-	-	-	21,044,000
寄付金収入	10,000	-	-	-	-
固定資産売却収入	165,000	-	-	-	165,000
他会計繰入金収入	-	5,500,000	3,500,000	9,000,000	-
特定資産取崩収入	4,521,000	-	-	-	-
貸付金返済収入	-	-	-	-	-
敷金・保証金返戻収入	-	-	-	-	-
当期収入合計	3,949,432,935	5,500,000	6,221,000	11,721,000	2,439,859,774
前期繰越収支差額	2,467,806,902	△ 20,866,455	10,414,080	△ 10,452,375	1,520,170,368
収入合計	6,417,239,837	△ 15,366,455	16,635,080	1,268,625	3,960,030,142
II 支出の部					
事業費支出	3,845,050,081	2,808,029	9,844,548	12,652,577	2,347,104,585
管理費支出	6,059,600	-	-	-	-
他会計繰入金支出	-	-	-	-	8,281,000
特定資産取得支出	61,312,000	-	-	-	57,528,000
固定資産取得支出	37,986,665	-	-	-	33,709,207
敷金・保証金支出	-	-	-	-	-
貸付金支出	676,500	-	-	-	-
借入金返済支出	33,560,000	-	-	-	3,184,844
リース債務返済支出	20,138,376	-	-	-	20,138,376
法人税等支出	1,380,400	-	-	-	1,380,400
当期支出合計	4,006,163,622	2,808,029	9,844,548	12,652,577	2,471,326,412
当期収支差額	△ 56,730,687	2,691,971	△ 3,623,548	△ 931,577	△ 31,466,638
次期繰越収支差額	2,411,076,215	△ 18,174,484	6,790,532	△ 11,383,952	1,488,703,730

※ 神戸市からの収入

- (1) 補助金 15,763千円
- (2) 委託料 310,761千円

(単位:円)

その他事業会計 (収益事業)					法人会計	内部取引消去
老人保健施設事業	訪問看護等事業	在宅医療・介護 連携支援事業	住宅改修助成事業	小計		
-	-	-	-	-	20,000	
532,818,992	742,870,919	163,344,557	49,122,996	3,900,007,640	-	
3,834,500	422,953	50,759	-	11,108,810	381,765	
3,650,720	5,503,000	-	-	30,197,720	300,000	
10,000	-	-	-	10,000	-	
-	-	-	-	165,000	-	
1,785,000	13,829,000	-	-	15,614,000	-	△ 24,614,000
-	-	3,905,000	616,000	4,521,000	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
542,099,212	762,625,872	167,300,316	49,738,996	3,961,624,170	701,765	△ 24,614,000
△ 32,659,596	750,757,442	5,375,652	33,362,171	2,277,006,037	201,253,240	
509,439,616	1,513,383,314	172,675,968	83,101,167	6,238,630,207	201,955,005	
513,309,182	759,970,868	163,337,855	48,675,014	3,832,397,504	-	
-	-	-	-	-	6,059,600	
-	15,634,000	699,000	-	24,614,000	-	△ 24,614,000
-	-	2,766,000	1,018,000	61,312,000	-	
334,400	1,785,078	892,980	-	36,721,665	1,265,000	
-	-	-	-	-	-	
-	676,500	-	-	676,500	-	
30,032,844	342,312	-	-	33,560,000	-	
-	-	-	-	20,138,376	-	
-	-	-	-	1,380,400	-	
543,676,426	778,408,758	167,695,835	49,693,014	4,010,800,445	7,324,600	△ 24,614,000
△ 1,577,214	△ 15,782,886	△ 395,519	45,982	△ 49,176,275	△ 6,622,835	
△ 34,236,810	734,974,556	4,980,133	33,408,153	2,227,829,762	194,630,405	

### 3 正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

科 目	合 計	実施事業等会計（公益目的事業）		
		調査研究事業	地域医療・介護向上 支援事業	小計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	20,000	-	-	-
事業収益	3,900,007,640	-	-	-
受取補助金等	34,406,683	-	-	-
受取寄付金等	10,000	-	-	-
雑収益	14,660,233	-	2,721,000	2,721,000
引当金取崩額	3,149,869	-	-	-
経常収益計	3,952,254,425	-	2,721,000	2,721,000
(2) 経常費用				
事業費	3,994,892,873	2,808,029	9,844,548	12,652,577
管理費	6,952,049	-	-	-
経常費用計	4,001,844,922	2,808,029	9,844,548	12,652,577
当期経常増減額	△ 49,590,497	△ 2,808,029	△ 7,123,548	△ 9,931,577
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益	164,999	-	-	-
経常外収益計	164,999	-	-	-
(2) 経常外費用				
固定資産売却損	-	-	-	-
除却損失	489,531	-	-	-
過年度修正損	-	-	-	-
経常外費用計	489,531	-	-	-
当期経常外増減額	△ 324,532	-	-	-
他会計振替額	-	5,500,000	3,500,000	9,000,000
税引前当期一般正味財産増減額	△ 49,915,029	2,691,971	△ 3,623,548	△ 931,577
法人税等	1,380,400	-	-	-
当期一般正味財産増減額	△ 51,295,429	2,691,971	△ 3,623,548	△ 931,577
一般正味財産期首残高	2,335,899,898	△ 5,116,453	△ 5,335,920	△ 10,452,373
一般正味財産期末残高	2,284,604,469	△ 2,424,482	△ 8,959,468	△ 11,383,950
II 指定正味財産増減の部				
受取補助金等	-	-	-	-
一般正味財産振替額	△ 3,908,963	-	-	-
当期指定正味財産増減額	△ 3,908,963	-	-	-
指定正味財産期首残高	146,276,255	-	-	-
指定正味財産期末残高	142,367,292	-	-	-
当期正味財産増減額	△ 55,204,392	2,691,971	△ 3,623,548	△ 931,577
正味財産期首残高	2,482,176,153	△ 5,116,453	△ 5,335,920	△ 10,452,373
III 正味財産期末残高	2,426,971,761	△ 2,424,482	△ 8,959,468	△ 11,383,950



(単位:円)

その他事業会計 (収益事業)						法人会計	内部取引消去
病院事業	老人保健施設事業	訪問看護等事業	在宅医療・介護 連携支援事業	住宅改修助成事業	小計		
-	-	-	-	-	-	20,000	
2,411,850,176	532,818,992	742,870,919	163,344,557	49,122,996	3,900,007,640	-	
21,380,205	6,996,983	5,729,495	-	-	34,106,683	300,000	
-	10,000	-	-	-	10,000	-	
7,249,256	3,834,500	422,953	50,759	-	11,557,468	381,765	
2,077,220	390,583	682,066	-	-	3,149,869	-	
2,442,556,857	544,051,058	749,705,433	163,395,316	49,122,996	3,948,831,660	701,765	
2,442,612,726	546,153,226	781,126,919	163,230,367	49,117,058	3,982,240,296	-	
-	-	-	-	-	-	6,952,049	
2,442,612,726	546,153,226	781,126,919	163,230,367	49,117,058	3,982,240,296	6,952,049	
△ 55,869	△ 2,102,168	△ 31,421,486	164,949	5,938	△ 33,408,636	△ 6,250,284	
164,999		-	-	-	164,999	-	
164,999	-	-	-	-	164,999	-	
-	-	-	-	-	-	-	
10	1	334,519	155,001	-	489,531	-	
-	-	-	-	-	-	-	
10	1	334,519	155,001	-	489,531	-	
164,989	△ 1	△ 334,519	△ 155,001	-	△ 324,532	-	
△ 5,500,000		△ 3,500,000	-	-	△ 9,000,000	-	
△ 5,390,880	△ 2,102,169	△ 35,256,005	9,948	5,938	△ 42,733,168	△ 6,250,284	
1,380,400	-	-	-	-	1,380,400	-	
△ 6,771,280	△ 2,102,169	△ 35,256,005	9,948	5,938	△ 44,113,568	△ 6,250,284	
1,497,065,475	△ 130,798,342	660,216,145	△ 440,223	32,749,412	2,058,792,467	287,559,804	
1,490,294,195	△ 132,900,511	624,960,140	△ 430,275	32,755,350	2,014,678,899	281,309,520	
-	-	-	-	-	-	-	
△ 336,205	△ 3,346,263	△ 226,495	-	-	△ 3,908,963	-	
△ 336,205	△ 3,346,263	△ 226,495	-	-	△ 3,908,963	-	
2,580,511	39,770,576	3,925,168	-	-	46,276,255	100,000,000	
2,244,306	36,424,313	3,698,673	-	-	42,367,292	100,000,000	
△ 7,107,485	△ 5,448,432	△ 35,482,500	9,948	5,938	△ 48,022,531	△ 6,250,284	
1,499,645,986	△ 91,027,766	664,141,313	△ 440,223	32,749,412	2,105,068,722	387,559,804	
1,492,538,501	△ 96,476,198	628,658,813	△ 430,275	32,755,350	2,057,046,191	381,309,520	

#### 4 貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位:円)

科 目	合 計	実施事業等会計 (公益目的事業)	その他事業会計 (収益事業)	法人会計	内部取引消去
I 資産の部					
流動資産					
現金預金	1,947,637,822	1,038,726	1,759,624,395	186,974,701	
未収金	661,911,573	13,728	744,488,802	-	△ 82,590,957
貸倒引当金	△ 315,812	-	△ 315,812	-	
貯蔵品	12,075,107	-	12,075,107	-	
前払金	1,908,108	-	1,908,108	-	
仮払金	309	-	309	-	
内部会計貸付金	-	-	110,000,000	10,000,000	△ 120,000,000
流動資産合計	2,623,217,107	1,052,454	2,627,780,909	196,974,701	△ 202,590,957
固定資産					
基本財産	100,000,000	-	-	100,000,000	
基本財産合計	100,000,000	-	-	100,000,000	
特定資産					
建物	238,053,638	-	238,053,638	-	
建物付帯設備	56,030,588	-	56,030,588	-	
車両運搬具	-	-	-	-	
什器備品	3	-	3	-	
退職給付引当資産	226,424,300	-	226,424,300	-	
特定資産合計	520,508,529	-	520,508,529	-	
その他固定資産					
土地	3,540,096	-	3,540,096	-	
建物	52,275,981	-	52,275,981	-	
建物付帯設備	14,145,308	-	14,145,308	-	
構築物	768,356	-	768,356	-	
車両運搬具	5	-	5	-	
什器備品	58,115,237	2	58,007,522	107,713	
一括償却資産	5,463,277	-	5,463,277	-	
リース資産	61,361,322	-	61,361,322	-	
建設仮勘定	550,000	-	550,000	-	
電話加入権	6,083,595	-	2,261,235	3,822,360	
保証金	5,923,860	-	5,923,860	-	
投資有価証券	89,568,702	-	89,568,702	-	
貸付金(他会計)	-	-	100,000,000	11,096,000	△ 111,096,000
貸付金	676,500	-	676,500	-	
長期前払費用	3,300,000	-	3,300,000	-	
ソフトウェア	9,205,847	-	7,552,805	1,653,042	
繰延資産勘定	134,348,629	-	134,348,629	-	
その他固定資産合計	445,326,715	2	539,743,598	16,679,115	△ 111,096,000
固定資産合計	1,065,835,244	2	1,060,252,127	116,679,115	△ 111,096,000
内部出資金勘定					
内部出資金勘定合計	-	-	-	70,000,000	△ 70,000,000
資産合計	3,689,052,351	1,052,456	3,688,033,036	383,653,816	△ 383,686,957

(単位:円)

科 目	合 計	実施事業等会計 (公益目的事業)	その他事業会計 (収益事業)	法人会計	内部取引消去
<b>II 負債の部</b>					
流動負債					
未払金	175,869,727	12,425,872	243,701,052	2,333,760	△ 82,590,957
一年以内返済予定長期借入金	33,560,000		33,560,000		
預り金	24,500,942	10,534	24,485,872	4,536	
仮受金	10,928	-	4,928	6,000	
賞与引当金	150,716,671	-	150,716,671	-	
内部会計借入金	-	-	120,000,000	-	△ 120,000,000
流動負債合計	384,658,268	12,436,406	572,468,523	2,344,296	△ 202,590,957
固定負債					
長期借入金	25,170,000	-	25,170,000	-	
リース債務	61,361,322	-	61,361,322	-	
退職給付引当金	790,891,000	-	790,891,000	-	
他会計借入金	-	-	111,096,000	-	△ 111,096,000
固定負債合計	877,422,322	-	988,518,322	-	△ 111,096,000
元入金					
元入金合計	-	-	70,000,000	-	△ 70,000,000
負債合計	1,262,080,590	12,436,406	1,630,986,845	2,344,296	△ 383,686,957
<b>III 正味財産の部</b>					
指定正味財産					
国庫補助金等	37,606,940	-	37,606,940	-	
地方公共団体補助金	4,760,352	-	4,760,352	-	
寄付金	100,000,000	-	-	100,000,000	
指定正味財産合計	142,367,292	-	42,367,292	100,000,000	
(うち基本財産への充当額)	100,000,000	-	-	100,000,000	
(うち特定資産への充当額)	42,367,292	-	42,367,292	-	
一般正味財産合計	2,284,604,469	△ 11,383,950	2,014,678,899	281,309,520	
(うち基本財産への充当額)	-	-	-	-	
(うち特定資産への充当額)	251,716,937	-	251,716,937	-	
正味財産合計	2,426,971,761	△ 11,383,950	2,057,046,191	381,309,520	
負債及び正味財産合計	3,689,052,351	1,052,456	3,688,033,036	383,653,816	△ 383,686,957

## 5 財産目録

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金（手元保管）	1,128,006	未払金	175,869,727
普通預金		病院、リハ神戸 他	
三井住友銀行（病院事業）	870,819,872	一年以内返済予定長期借入金	33,560,000
三井住友銀行（その他の事業）他	875,689,944	預り金	24,500,942
定期預金	200,000,000	所得税、住民税 他	
未収金	661,911,573	仮受金	10,928
未収金貸倒引当金	△ 315,812	賞与引当金	150,716,671
貯蔵品		流動負債合計	384,658,268
医薬品在庫 他	12,075,107	固定負債	
前払金等	1,908,417	長期借入金	25,170,000
流動資産合計	2,623,217,107	リハ・神戸建設費用	
固定資産		リース債務	61,361,322
基本財産		電子カルテシステム 他	
預金	100,000,000	退職給付引当金	790,891,000
特定資産		固定負債合計	877,422,322
建物	238,053,638	負債合計	1,262,080,590
リハ・神戸		正味財産	2,426,971,761
建物付帯設備	56,030,588		
什器備品	3		
退職給付引当資産	226,424,300		
その他固定資産			
建物	52,275,981		
職員寮 他			
建物付帯設備	14,145,308		
構築物	768,356		
車両運搬具	5		
什器備品	58,115,237		
一括償却資産	5,463,277		
土地	3,540,096		
職員寮			
リース資産	61,361,322		
電子カルテシステム 他			
建設仮勘定	550,000		
電話加入権	6,083,595		
保証金	5,923,860		
投資有価証券	89,568,702		
神戸市平成28年度第3回公募公債			
貸付金	676,500		
長期前払費用	3,300,000		
ソフトウェア	9,205,847		
繰延資産勘定	134,348,629		
エレベーター棟 他			
固定資産合計	1,065,835,244		
資産合計	3,689,052,351		

## 6 事業別収入明細書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

事業別・性質別	収入合計	内 訳			
		事業収入	受託収入	補助金収入	その他収入
実施事業等会計	2,721,000	-	-	-	2,721,000
調査研究事業	-	-	-	-	-
地域医療・介護向上支援事業	2,721,000	-	-	-	2,721,000
その他事業会計	3,948,996,659	3,575,644,990	324,362,650	34,106,683	14,882,336
病院事業	2,442,721,856	2,394,800,941	17,049,235	21,380,205	9,491,475
老人保健施設事業	544,051,058	532,818,992	-	6,996,983	4,235,083
訪問看護等事業	749,705,433	648,025,057	94,845,862	5,729,495	1,105,019
訪問看護事業	508,557,420	497,626,482	5,573,858	4,453,000	904,080
在宅介護支援事業	241,148,013	150,398,575	89,272,004	1,276,495	200,939
在宅医療・介護連携支援事業	163,395,316	-	163,344,557	-	50,759
住宅改修助成事業	49,122,996	-	49,122,996	-	-
法人会計	701,765	-	-	300,000	401,765
合 計	3,952,419,424	3,575,644,990	324,362,650	34,406,683	18,005,101

## 7 事業別支出明細書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

事業別・性質別	支出合計	内 訳			
		人 件 費	物 件 費	減価償却費	支払利息等
実施事業等会計	12,652,577	11,529,993	1,122,584	-	-
調査研究事業	2,808,029	2,140,677	667,352	-	-
地域医療・介護向上支援事業	9,844,548	9,389,316	455,232	-	-
その他事業会計	3,982,729,827	3,001,637,859	882,562,094	96,525,949	2,003,925
病院事業	2,442,612,736	1,758,140,004	617,418,017	66,910,989	143,726
老人保健施設事業	546,153,227	371,214,808	150,412,110	23,171,076	1,355,233
訪問看護等事業	781,461,438	687,152,773	88,487,022	5,471,678	349,965
訪問看護事業	501,082,502	436,512,244	62,172,506	2,130,137	267,615
在宅介護支援事業	280,378,936	250,640,529	26,314,516	3,341,541	82,350
在宅医療・介護連携支援事業	163,385,368	151,798,964	10,783,813	647,590	155,001
住宅改修助成事業	49,117,058	33,331,310	15,461,132	324,616	-
法人会計	6,952,049	199,998	5,859,602	892,449	-
合 計	4,002,334,453	3,013,367,850	889,544,280	97,418,398	2,003,925

8. 財務状況（令和2年度～令和4年度）

（単位：千円）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	R3→ R4増減	
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	▲ 50,258	64,220	▲ 49,590	▲ 113,810
		経常収益	4,124,015	4,221,114	3,952,255	▲ 268,859
		うち公益	834	1,583	2,721	1,138
		うち公益以外	4,123,181	4,219,531	3,949,534	▲ 269,997
		経常費用	4,174,273	4,156,894	4,001,845	▲ 155,049
		うち事業費（公益）	10,077	11,893	12,653	760
		うち事業費（公益以外）	4,159,432	4,140,220	3,982,240	▲ 157,980
		うち管理費（公益）	4,764	4,781	6,952	2,171
		うち管理費（公益以外）	0	0	0	0
		評価損益等	0	0	0	0
	当期経常外増減額	▲ 791	0	▲ 325	▲ 325	
	経常外収益	0	0	165	165	
	経常外費用	791	0	490	490	
	法人税、住民税及び事業税	5,529	27,642	1,380	▲ 26,262	
	当期一般正味財産増減額	▲ 56,578	36,578	▲ 51,295	▲ 87,873	
	一般正味財産期首残高	2,355,899	2,299,321	2,335,899	36,578	
	一般正味財産期末残高	2,299,321	2,335,899	2,284,604	▲ 51,295	
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	▲ 5,179	▲ 4,351	▲ 3,909	442
		指定正味財産増加額	0	0	0	0
		指定正味財産減少額	5,179	4,351	3,909	▲ 442
うち一般正味財産への振替額		5,179	4,351	3,909	▲ 442	
指定正味財産期首残高		155,806	150,627	146,276	▲ 4,351	
指定正味財産期末残高		150,627	146,276	142,367	▲ 3,909	
正味財産期首残高	2,511,705	2,449,948	2,482,175	32,227		
当期正味財産増減	▲ 61,757	32,227	▲ 55,204	▲ 87,431		
正味財産期末残高	2,449,948	2,482,175	2,426,971	▲ 55,204		
貸借対照表（B/S）	資産合計	3,728,372	3,797,609	3,689,052	▲ 108,557	
	流動資産	2,648,661	2,738,468	2,623,217	▲ 115,251	
	固定資産	1,079,711	1,059,141	1,065,835	6,694	
	うち建物	320,787	305,559	290,330	▲ 15,229	
	負債合計	1,278,423	1,315,432	1,262,080	▲ 53,352	
	流動負債	365,527	409,988	384,658	▲ 25,330	
	うち短期借入金	0	0	33,560	33,560	
	固定負債	912,896	905,444	877,422	▲ 28,022	
	うち長期借入金	125,850	92,290	25,170	▲ 67,120	
	正味財産合計	2,449,948	2,482,175	2,426,971	▲ 55,204	
指定正味財産	150,627	146,276	142,367	▲ 3,909		
一般正味財産	2,299,321	2,335,899	2,284,604	▲ 51,295		

# V 令和5年度事業計画

## 1 事業計画

令和5年度においては、これまでの取り組みの振り返りや現状把握のもと、神戸市より示された外郭団体の抜本的な見直し方針等に基づき、市民への還元や市の施策との連携強化に努め、時代に適合した事業推進に努めていく。

また、令和5年度は、「地域包括ケアシステムの推進」などを着実に進めていくために引き続き財団内の事業連携の情報共有に取り組むとともに、ICT化を推進し、業務の効率化を図る。

### 【収益事業】

#### (1) 神戸リハビリテーション病院の管理運営

脳血管疾患等の患者さんの家庭・社会復帰を目的とし、リハビリテーションを主とした医療・看護・介護サービス等を提供する神戸リハビリテーション病院を引き続き運営する。

回復期リハビリテーション病棟として、多様化する患者ニーズに対応するため、心疾患や呼吸器疾患の患者の受入れに取り組み、リハビリテーション医療の充実を図るとともに、各医療機関との連携を推進し、円滑な入退院及び在宅復帰後の支援に努める。

入院患者予定数	1日	162.0人	年間	59,292人
外来患者予定数	1日	11.0人	年間	2,145人

#### (2) 介護老人保健施設リハ・神戸の管理運営

症状が安定期にあり、特に治療を必要としない方を対象に、看護・介護・リハビリテーションを中心にサービスを提供し、家庭復帰と在宅生活の支援を目指す施設として、介護老人保健施設リハ・神戸を運営する。

利用者予定数				
入所者	1日	84.0人	年間	30,744人
通所者	1日	24.0人	年間	7,368人

#### (3) 地域包括ケア事業

##### ア 訪問看護事業

住み慣れた地域で療養の推進と介護者の負担軽減を図るため、訪問看護ステーションを引き続き運営し、訪問看護・リハビリテーションを実施する。また、引き続き医療的ケア児の訪問看護にも積極的に取り組むとともに、人材育成として、若い世代の看護師確保や育成プログラムの構築を検討する。



訪問予定回数	59,400回／年	
(内訳) ①	東灘しあわせ訪問看護ステーションくるる	13,800回
②	しあわせ訪問看護ステーション	15,600回
③	兵庫しあわせ訪問看護ステーション	12,000回
④	西部しあわせ訪問看護ステーション	18,000回

## イ 在宅介護支援事業

### (7) 居宅介護支援事業（えがおの窓口）

介護保険制度における要介護認定の申請代行やサービス利用計画の作成相談窓口として、居宅介護支援事業を実施する。介護報酬制度に沿ったケアプラン管理等に努め、サービスの質と収益の向上を図る。

ケアプラン管理予定数（介護予防プランを含む）	6,480件／年	
(内訳) ①	東灘ケアプランセンター（ほくら・くるる）	1,680件
②	兵庫しあわせケアプランセンター	1,680件
③	しあわせの村在宅支援センター	2,400件
④	西部しあわせ訪問看護ステーション	720件

### (イ) 地域包括支援センター事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、必要な支援を包括的に行う地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）を引き続き神戸市から委託を受けて運営する。

引き続き、「つながりを切らない情報発信や活動」・「孤立を防ぐ地域づくり」に力を入れる。

また、介護予防対策として法人内のリハビリ専門職と連携し、フレイル予防や健康体操等に取り組み、地域のなかで多職種が協働できるセンターを目指す。

#### 事業所名

- ① 魚崎南部あんしんすこやかセンター
- ② 新開地あんしんすこやかセンター
- ③ しあわせの村あんしんすこやかセンター

#### 事業内容

- ① 総合相談支援業務
- ② 介護予防に関するケアマネジメント業務
- ③ 権利擁護支援業務
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ⑤ 地域支え合い活動推進事業に係る業務

## ウ 在宅医療・介護連携支援事業等

### (7) 医療介護サポートセンター

在宅医療と介護の連携を支援するため、神戸市から委託を受けて、中央区、北区を除く7区の医療介護サポートセンターにコーディネーターを配置するとともに、全区のコーディネーターの養成、研修等を行う。

### (4) 認知症初期集中支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域・環境で暮らし続けられるよう、神戸市から委託を受けて、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援を行う。

また、認知症初期集中支援チームの役割や活動内容に関する活動紹介冊子を区役所や地域包括支援センターなど関係機関に配布し、活動への理解を深め、連携の強化を図る。

その他、市民が認知症について気軽に相談できるよう、認知症に関する総合電話相談窓口として「こうべオレンジダイヤル」の運営を引き続き行う。

## エ 住宅改修助成事業等

高齢者等の在宅生活を支援するため、住宅改修助成事業と介護保険の住宅改修工事実地調査を神戸市から委託を受けて行う。

### (7) 住宅改修助成事業

高齢者及び障害者のための住宅改修について、専門チームによる訪問相談及び改修費用の助成・貸付に関する業務を行う。また、神戸市とも連携しながら、様式の標準化や統一的な査定基準の設定等に向けて取り組みを行う。

#### ・助成対象者

次のいずれかを満たし、住宅改修が必要であると認められた者（所得制限あり）

①要支援・要介護認定を受けた者

②身体障害者手帳の交付を受けた者

・助成限度額 100万円（介護保険支給分と合わせて）

・完了予定数 420件

### (4) 介護保険住宅改修工事実地調査

介護保険による住宅改修工事のうち、各区で抽出された現地確認が必要な案件について、住宅を訪問し、介護保険上の申請・許可の内容に適合していることの確認を行う。

## 【公益目的事業】

### (1) 調査研究事業

在宅あるいは地域社会における高齢者等を対象とした在宅医療・介護に関する調査研究及び情報提供を行う。また、引き続き、神戸市と当財団が事務局として運営する地域一体化リハビリテーションコンソーシアム(キュア神戸)を通して、リハビリテーションを中心とした地域包括ケアシステムの構築に資する取り組みを行う。

### (2) 地域医療・介護向上支援事業

地域における医療・介護の向上のための人材育成、及び在宅高齢者等の支援のための普及啓発事業を行う。

#### ア 医療・介護人材育成

- ・医療・介護従事者等の実習生の受け入れ、指導
- ・障害福祉サービス事業所への理学療法士派遣
- ・地域包括ケアを支える人材育成では、専門職等の講習会、研修会等の開催及び講師の派遣を行う。

#### イ 在宅高齢者等の支援

医療・介護に関する普及啓発等、リハビリ専門職を地域に派遣し、高齢者等のフレイル予防に取り組む。

## 2 経営改善の取組み状況

### (1) これまでの取組み状況

#### ア 病院事業

当院は県下でも最大級の180床を有するリハビリテーション専門病院として、脳血管・運動器疾患を中心にリハビリテーション医療を提供してきた。診療報酬では、引き続き「回復期リハビリテーション病棟入院料1」を全病棟で算定するなど収益確保に努めるとともに、多職種による質の高いチーム医療を実践してきた。

また、4年度では心疾患患者等の受入れを行い、多様化する患者ニーズに対応するとともに、年度計画の進捗管理をPDCAサイクルに基づき実行することにより経営改善に取り組んだ。

#### イ 老人保健施設事業

老人保健施設本来の役割である在宅復帰、在宅療養支援を基本として、引き続き在宅復帰率の向上とリハビリテーションの充実に取り組むとともに、介護報酬では、最上位の「超強化型」区分を積極的に算定し、収益の増加に努めた。

#### ウ 訪問看護事業

在宅医療を支える訪問看護事業を市内4カ所のステーションで実施し、地域から求められている良質なサービスの提供に努めてきた。業務改善では、これまでのICT化を進めるとともに、従来大半を占めていた、高齢者へのケアとは異なる分野への取組み（例えば、小児在宅医療ネットワーク）を進め、外部の組織、機関との連携を深めた。

#### エ 在宅介護支援事業

地域包括支援センターでは、神戸市から委託を受けて市内3カ所で運営し、感染対策にも留意した上で、サテライト会場の設置など工夫しながら、気軽に相談できるよう努めた。

居宅介護支援事業については、市内5カ所で運営し、地域の様々な組織、機関とも連携しながら、需要への対応、諸課題の解決を促進することで、より信頼される事業活動となるよう努めた。

## (2) 令和5年度の取組み

### ア 病院事業

高齢の患者さんが多い当院では、引き続き新型コロナウイルス感染症の予防策を徹底し、安心して安全なリハビリテーション医療を提供することにより、患者さんや急性期病院等に信頼され、選ばれる病院を目指す。

診療報酬では、「回復期リハビリテーション病棟入院料1」を全病棟において継続して算定するため、重症患者の積極的な受入れや在宅復帰率の維持・向上に努めるとともに、リハビリテーションによる日常生活機能等の改善の実績向上に取り組み、医療サービスの充実と安定した収入の確保を図る。

また、心疾患患者の受入れに加えて、高齢化に伴って増加する呼吸器疾患患者に対するリハビリテーションにも取り組む。

### イ 老人保健施設事業

施設利用満足度の向上と健全な施設運営（経営基盤の強化）に努め、より多くの方にご利用いただくため、「地域から頼られる施設」を目指すとともに、地域包括ケアシステムにおける介護老人保健施設の役割を踏まえ、利用者の方が地域でその人らしく生活ができるよう、在宅復帰・在宅療養を支援する。

健全な施設運営への取り組みとして、介護報酬の最上位の「超強化型」区分を継続し、収入の確保に努める。

また、自然災害や感染症に備えた事業継続計画（BCP）の見直しを行い、非常時においても利用者・職員にとって、安心・安全なサービス提供に努める。

### ウ 訪問看護事業

医療技術の進歩や利用者ニーズの多様化を踏まえ、職員の技術は元より、各センターの体制としても柔軟に対応できるよう努めていく。具体的には、認定看護師養成のための職員派遣や、リモートも活用しながらの各種研修の実施。また、地域の医療機関との連携を密にし、ネットワーク化を図るなど、外部資源も取り込んだ運営に取り組んでいく。

### エ 在宅介護支援事業

地域包括支援センターでは、従来から目指してきた「住み慣れた地域で安心して生活できる」といった方針を念頭に、総合的、包括的な窓口機能の維持、向上に努めていく。

居宅介護支援事業については、タブレットの活用などICT化を進め、業務の質的向上、効率化を進めていく。

### 3 収支予算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	合 計	実施事業等会計 (公益目的事業)	その他事業会計 (収益事業)	法人会計
I 収入の部				
基本財産運用収入	-	-	-	-
事業収入	4,169,690	-	4,169,690	-
雑収入	12,425	3,000	9,425	-
補助金等収入	4,800	-	4,500	300
寄付金収入	10	-	10	-
土地・建物売却収入	-	-	-	-
貸付金返済収入	11,112	-	-	11,112
当期収入合計	4,198,037	3,000	4,183,625	11,412
II 支出の部				
事業費支出	3,808,397	19,300	3,789,097	-
管理費支出	4,782	-	-	4,782
法人税等支出	20,618	-	20,618	-
特定資産取得支出	71,093	-	71,093	-
固定資産取得支出	114,380	-	114,380	-
借入金返済支出	22,471	-	22,471	-
リース債務返済支出	19,440	-	19,440	-
当期支出合計	4,061,181	19,300	4,037,099	4,782
当期収支差額	136,856	△ 16,300	146,526	6,630

※ 神戸市からの収入

(1) 補助金 4,500千円

(2) 委託料 337,882千円

#### 4 予定正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	合 計	実施事業等会計 (公益目的事業)	その他事業会計 (収益事業)	法人会計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	-	-	-	-
事業収益	4,169,690	-	4,169,690	-
受取補助金等	8,918	-	8,618	300
受取寄付金等	10	-	10	-
雑収益	12,425	3,000	9,425	-
経常収益計	4,191,043	3,000	4,187,743	300
(2) 経常費用				
事業費	4,080,624	20,000	4,060,624	-
管理費	6,300	-	-	6,300
経常費用計	4,086,924	20,000	4,060,624	6,300
当期経常増減額	104,119	△ 17,000	127,119	△ 6,000
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	-	-	-	-
(2) 経常外費用				
経常外費用計	-	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-	-
他会計振替額	-	-	-	-
税引前当期一般正味財産増減額	104,119	△ 17,000	127,119	△ 6,000
法人税等	20,618	-	20,618	-
当期一般正味財産増減額	83,501	△ 17,000	106,501	△ 6,000
一般正味財産期首残高	2,284,605	△ 11,384	2,014,679	281,310
一般正味財産期末残高	2,368,106	△ 28,384	2,121,180	275,310
II 指定正味財産増減の部				
受取補助金等	-	-	-	-
一般正味財産振替額	△ 4,860	-	△ 4,860	-
当期指定正味財産増減額	△ 4,860	-	△ 4,860	-
指定正味財産期首残高	142,367	-	42,367	100,000
指定正味財産期末残高	137,507	-	37,507	100,000
当期正味財産増減額	78,641	△ 17,000	101,641	△ 6,000
正味財産期首残高	2,426,972	△ 11,384	2,057,046	381,310
III 正味財産期末残高	2,505,613	△ 28,384	2,158,687	375,310

## 5 予定貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>I 資産の部</b>		<b>II 負債の部</b>	
流動資産		流動負債	
現金預金	2,062,399	未払金	191,790
未収金	640,990	一年以内返済予定長期借入金	25,170
貯蔵品	12,097	預り金	23,287
前払金	1,932	賞与引当金	154,375
流動資産合計	2,717,418	流動負債合計	394,622
固定資産		固定負債	
基本財産	100,000	リース債務	49,922
基本財産合計	100,000	退職給付引当金	868,097
特定資産		他会計借入金	
建物	225,684	固定負債合計	918,019
建物付帯設備	47,290	負債合計	1,312,641
退職給付引当資産	296,066	<b>III 正味財産の部</b>	
特定資産合計	569,040	指定正味財産	
その他固定資産		国庫補助金等	33,244
土地	3,540	地方公共団体補助金	4,263
建物	49,416	寄付金(基本財産含む)	100,000
建物付帯設備	12,131	指定正味財産合計	<b>137,507</b>
構築物	542	(うち基本財産への充当額)	100,000
什器備品	100,961	(うち特定資産への充当額)	37,507
一括償却資産	2,308	一般正味財産合計	<b>2,368,106</b>
リース資産	40,498	(うち基本財産への充当額)	-
建設仮勘定	550	(うち特定資産への充当額)	235,467
電話加入権	6,084	正味財産合計	2,505,613
保証金	5,923		
投資有価証券	90,017		
貸付金	677		
長期前払費用	2,100		
ソフトウェア	4,563		
繰延資産勘定	112,486		
その他固定資産合計	431,796		
固定資産合計	1,100,836		
資産合計	3,818,254	負債及び正味財産合計	3,818,254



## 6 事業別予定収入明細書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:千円)

事業別・性質別	収入合計	内 訳			
		事業収入	受託収入	補助金収入	その他収入
実施事業等会計	3,000	-	-	-	3,000
調査研究事業	-	-	-	-	-
地域医療・介護向上 支援事業	3,000	-	-	-	3,000
その他事業会計	4,187,743	3,831,808	337,882	8,618	9,435
病院事業	2,586,932	2,564,201	14,304	330	8,097
老人保健施設事業	571,206	561,895	-	8,288	1,023
訪問看護等事業	800,435	705,712	94,408	-	315
在宅医療・介護連携 支援事業	179,986	-	179,986	-	-
住宅改修助成事業	49,184	-	49,184	-	-
法人会計	300	-	-	300	-
合 計	4,191,043	3,831,808	337,882	8,918	12,435

## 7 事業別予定支出明細書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:千円)

事業別・性質別	支出合計	内 訳			
		人 件 費	物 件 費	減価償却費	そ の 他
実施事業等会計	20,000	14,250	5,050	700	-
調査研究事業費	7,200	3,000	3,500	700	-
地域医療・介護向上 支援事業	12,800	11,250	1,550	-	-
その他事業会計	4,060,624	3,068,804	885,220	105,591	1,009
病院事業	2,483,846	1,813,064	597,851	72,727	204
老人保健施設事業	553,280	373,594	153,137	25,764	785
訪問看護等事業	794,225	694,125	94,280	5,800	20
在宅医療・介護連携 支援事業	179,986	158,914	20,172	900	-
住宅改修助成事業	49,287	29,107	19,780	400	-
法人会計	6,300	250	5,350	700	-
合 計	4,086,924	3,083,304	895,620	106,991	1,009

## Ⅵ 令和4年度主要事業計画・実績比較表

事業名	計画	実績	備考
神戸リハビリテーション病院の管理運営			
延入院患者数	59,130 人	55,243 人	病床数 180床
1日平均入院患者数	162.0 人	151.4 人	
延外来患者数	2,662 人	2,664 人	
1日平均外来患者数	11.0 人	13.8 人	
介護老人保健施設リハ・神戸の運営			
延入所者数	29,930 人	29,655 人	入所定員90人
1日平均入所者数	82.0 人	81.2 人	
延通所者数	7,084 人	6,544 人	通所定員30人
1日平均通所者数	23.0 人	21.5 人	
訪問看護事業			
延訪問回数	61,615 回	54,757 回	
内) リハビリテーション延訪問回数	12,734 回	12,999 回	
在宅介護支援事業			
居宅介護支援事業(えがおの窓口)			
ケアプラン管理延数	7,980 件	6,598 件	
地域包括支援センター			
介護予防ケアプラン管理延数	11,233 件	11,235 件	
住宅改修助成事業			
完了件数	420 件	401 件	

## Ⅶ 主要事業の推移 (令和2年度～令和4年度)

事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考
神戸リハビリテーション病院の管理運営				
延入院患者数	54,897 人	56,879 人	55,243 人	病床数180床
1日平均入院患者数	150.4 人	155.8 人	151.4 人	
延外来患者数	2,668 人	2,632 人	2,664 人	
1日平均外来患者数	11.0 人	11.5 人	13.8 人	
介護老人保健施設リハ・神戸の運営				
延入所者数	28,499 人	27,868 人	29,655 人	入所定員90人
1日平均入所者数	78.1 人	76.4 人	81.2 人	
延通所者数	6,230 人	6,226 人	6,544 人	通所定員30人
1日平均通所者数	20.4 人	20.3 人	21.5 人	
訪問看護事業				
訪問回数	60,050 回	58,103 回	54,757 回	
内 リハビリテーション延訪問回数	12,189 回	12,762 回	12,999 回	
在宅介護支援事業				
居宅介護支援事業(えがおの窓口)				
ケアプラン管理延数	7,956 件	8,114 件	6,598 件	
地域包括支援センター				
相談延件数	13,458 件	12,665 件	14,770 件	
介護予防ケアプラン管理延数	10,991 件	11,214 件	11,235 件	
在宅医療・介護連携支援事業				
認知症初期集中支援事業				
新規対応件数	170 件	186 件	191 件	
自宅訪問件数	1,020 件	1,303 件	1,227 件	
自宅外訪問件数	1,077 件	1,069 件	1,293 件	
こうべオレンジダイヤル				
相談受付件数	668 件	690 件	735 件	
住宅改修助成事業				
完了件数	418 件	404 件	401 件	

# 参 考 資 料

## 1 施設概要

令和5年7月1日現在

神戸リハビリテーション病院	
所在地	北区しあわせの村1番18号
施設規模	鉄筋コンクリート造4階建 延床面積 12,731㎡
施設内容	病床数 180床 [内訳] 一般病床 (4人室) 36室 (個室) 22室 (特別個室) 2室 ICU (4人室) 3室
診療科目	内科、循環器内科、脳神経内科、内分泌内科、外科、脳神経外科、 整形外科、リハビリテーション科、放射線科、歯科
開設日	昭和63年6月1日
介護老人保健施設 リハ・神戸	
所在地	北区しあわせの村1番19号 (神戸リハビリテーション病院南隣)
施設規模	鉄筋コンクリート造3階建 延床面積 約4,840㎡のうち、4,083㎡
施設内容	入所定員 90人 (一般入所及びショートステイ) 療養室 (4人室) 20室 (個室) 10室 通所定員 30人
開設日	平成12年4月19日

## 2 事業所概要

### (1) 訪問看護ステーション

東灘しあわせ訪問看護ステーションくるる	
所在地	東灘区魚崎中町4丁目3番18号 (魚崎中町デイサービスセンター2階)
事業開始日	平成11年1月1日
しあわせ訪問看護ステーション	
所在地	中央区吾妻通5丁目2-20 (賀川記念館1階)
事業開始日	平成7年1月1日
兵庫しあわせ訪問看護ステーション	
所在地	兵庫区大開通1丁目1番1号 (神鉄ビル10階)
事業開始日	平成22年10月1日
西部しあわせ訪問看護ステーション	
所在地	垂水区星陵台4丁目4番37号 (神戸市垂水区医師会館内)
事業開始日	平成12年1月4日

## (2) 地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）

魚崎南部あんしんすこやかセンター	
所在地	東灘区魚崎中町4丁目3番18号 (魚崎中町デイサービスセンター2階)
事業開始日	平成18年4月1日
新開地あんしんすこやかセンター	
所在地	兵庫区大開通1丁目1番1号(神鉄ビル10階)
事業開始日	平成22年10月1日
しあわせの村あんしんすこやかセンター	
所在地	北区しあわせの村1番19号 (介護老人保健施設 リハ・神戸 内)
事業開始日	平成18年4月1日

## (3) 居宅介護支援事業所（えがおの窓口）

東灘ケアプランセンター（ほくら・くるる）	
所在地	東灘区魚崎中町4丁目3番18号 (魚崎中町デイサービスセンター2階)
事業開始日	平成12年4月1日
兵庫しあわせケアプランセンター	
所在地	兵庫区大開通1丁目1番1号(神鉄ビル10階)
事業開始日	平成22年10月1日
しあわせの村在宅支援センター	
所在地	北区しあわせの村1番19号 (介護老人保健施設 リハ・神戸 内)
事業開始日	平成12年4月1日
西部しあわせ訪問看護ステーション	
所在地	垂水区星陵台4丁目4番37号(垂水区医師会館内)
事業開始日	平成12年6月1日

## (4) 認知症初期集中支援事業所

認知症初期集中支援事業 認知症総合電話相談窓口（こうべオレンジダイヤル）	
所在地	兵庫区駅南通5丁目1番2（健康ライフプラザ5階）
事業開始日	平成29年8月1日（認知症初期集中支援事業）
	平成31年4月1日（認知症総合電話相談窓口）

